

1 屋外広告物法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限 （広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りよう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確認することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
 - 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
 - 二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

2 静岡市屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

（広告物等の設置者等の責務）

第2条 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、この条例の趣旨を尊重し、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、その形状、材質、意匠、色彩等に関して周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に資するものとなるよう努めるとともに、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を適切に表示し、又は設置し、及び管理するよう努めるものとする。

2 屋外広告業者（第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、その業務を行うに当たって、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、この条例の趣旨に適合したものとなるよう、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者（以下「広告主」という。）その他の者に対し、必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 広告主は、屋外広告業者に対し、広告物又は掲出物件の表示又は設置を委託するに当たっては、その委託に係る広告物又は掲出物件をこの条例の定めるところにより表示し、又は設置することを求めるよう努めるものとする。

（特別規制地域）

第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び緑地保全地区
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- (4) 静岡市文化財保護条例(平成15年静岡市条例第281号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域、同条例第32条第1項の規定により指定された地域及び同条例第43条第1項の規定により決定された地域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林(同項第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。)のうち市長が指定する区域
- (6) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道の全区間並びにこれら以外の道路及び鉄道の市長が指定する区間
- (7) 前号に規定する区間から500メートル以内の地域のうち市長が指定する区域

- (8) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域
- (9) 官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共的建造物及びその敷地

(禁止物件)

第 4 条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの
- (5) パーキング・チケット発給設備
- (6) 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器その他これらに類するもの
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び発電用風力設備（発電用風力設備自体の高さが 10m 以下のものを除く。）
- (9) 煙突
- (10) ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
 - 2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
 - 3 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
 - (1) 貼り紙
 - (2) 貼り札その他これに類する広告物
 - (3) 広告旗（広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）
 - (4) 立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）

(普通規制地域)

第 5 条 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所（以下「普通規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。）は、市長の可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域
- (2) 道路のうち市長が指定する区間
- (3) 前号の区間から 500 メートル以内の地域のうち市長が指定する区域

参考資料

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、前3条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (2) 国、地方公共団体その他市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（第4条第1項第3号、第5号から第8号まで又は第11号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件及び電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置する同条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又は掲出物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件のうち市長が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他の地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示する広告物
- (6) 避難誘導表示、海拔表示その他これらに類する防災を目的として表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、あらかじめ市長に協議したもの
- (7) 災害又は伝染病が発生したとき等緊急の必要がある場合に、当該災害等への対応のため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第3条及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（第4項において「自家広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の所有し、及び管理する土地又は物件に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (6) 電車又は乗合自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 人、動物、車両（電車又は乗合自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (9) 町内会、自治会その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板で、規則で定める基準に適合するもの及びこれに表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第4条第1項の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- (1) 第4条第1項第8号から第10号まで又は第12号（景観重要建造物に限る。）に掲げる物件に、

その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

- (2) 第4条第1項第3号に掲げる物件及び同項第12号に規定する景観重要樹木にその樹名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - 4 自家広告物等又は電車若しくは乗合自動車に表示される広告物で、第2項第1号又は第6号の規定による規則で定める基準に適合しないものは、第3条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。
 - 5 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件は、第3条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。
 - 6 第4条第3項各号に掲げる広告物で、規則で定める営利を目的としないもののうち、規則で定める基準に適合するものは、前条の規定にかかわらず、普通規制地域において、これを表示することができる。
 - 7 表示又は設置の期間が5日以内の広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものは、前条の規定にかかわらず、普通規制地域において、これを表示し、又は設置することができる。
 - 8 第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件で交通事故の捜査、交通規制等を目的とするものとして規則で定めるものであって、規則で定める基準に適合するものは、第3条、第4条第3項及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。
 - 9 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に規定する都市再生推進法人その他地域の活動に貢献するものとして市長が指定するものが、その活動区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、その広告物又は掲出物件による収入をもって当該区域の公共空間等における公共的取組として規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものは、第3条並びに第4条第1項（第3号、第5号、第6号、第8号及び第11号を除く。）及び第2項の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

（禁止広告物等）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (2) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (3) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- (4) 交通の安全を阻害するもの

（許可の申請）

第10条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 広告物又は掲出物件の種類
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所

参考資料

- (4) 表示の内容
- (5) 形状、面積、材料及び構造
- (6) 色彩、意匠その他表示の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については、その一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 仕様書及び設計図
- (3) 色彩及び意匠を表す図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(許可の基準)

第11条 市長は、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が規則で定める基準に適合していると認めるときは、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可をしなければならない。

(許可の条件)

第12条 市長は、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の期間)

第13条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可の期間は、2年以内とする。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については30日以内とし、堅牢ろうな広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては3年以内とすることができる。

2 市長は、許可の期間が満了する前に申請があった場合は、当該許可の期間を更新することができる。

3 第1項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

(変更等の許可)

第14条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更又は改造が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第11条及び第12条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の表示)

第16条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を貼ちよう付しなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修
その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(許可の取消し)

第17条 第22条 市長は、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けた者が次の各
号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条(第14条第2項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第20条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第29条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対す
る危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

3 静岡市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（特別規制地域の区分）

第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。

2 第1種特別規制地域は、条例第3条第1号から第5号までに規定する区域とする。

3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

（普通規制地域の区分）

第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び第6項並びに条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域

（許可の申請）

第10条 条例第10条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（様式第1号の2）とする。

2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
- (2) 工事施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに工事施工者が屋外広告業者である場合にあっては、その者の屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済証の番号
- (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

3 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真
- (3) 道標若しくは案内図板（以下「案内図板等」という。）を表示し、又は設置する場所が特別規制地域に属するときは、その表示し、又は設置する場所から、当該案内図板等により誘導する場所（以下「案内対象」という。）までの経路を確認することができる図書
- (4) 条例第6条第9項の規定による許可を受けようとする者にあっては、公共的取組の内容及び当該取組に係る資金計画が記載された図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

4 市長は、条例第10条第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物表示・設置許可書（様式第2号）を申請者に交付する。（平17規則51・平18規則105・平24規則20・平26規則1・平28規則84・令4規則31・一部改正）

(許可の基準)

第 11 条 条例第 11 条の規則で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2 (第 11 条関係) (平 17 規則 51・平 18 規則 105・平 23 規則 77・平 24 規則 61・平 26 規則 1・平 28 規則 84・令 4 規則 31・一部改正)

共通基準

1 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (2) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (3) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (4) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (5) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (6) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(7) 個別基準

2 条例第 5 条の基準

- (1) ※静岡市ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

条例第 6 条第 4 項の基準

- (2) ※静岡市ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

条例第 6 条第 5 項の基準

- (3) ※静岡市ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

条例第 6 条第 9 項の基準

- (4) ※静岡市ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

3 この表の 1 及び 2 の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するうえで支障のないものであること

4 建築基準法（抜粋）

（許可の申請）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（口において「隣地境界線等」という。）から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
- ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

- 九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
- イ その主要構造部が（１）又は（２）のいずれかに該当すること。
 - （１） 耐火構造であること。
 - （２） 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、（い）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - （い） 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - （ii） 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。
- 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。
- イ 主要構造部を準耐火構造としたもの
 - ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの
- 十 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。
- 十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。
- 十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
- 十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- 十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
- 十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- 十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

参考資料

- 十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。
- 十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。
- 二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。
- 二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。
- 二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。
- 二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。
- 二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- 二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。
- 二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。
- 二十七 史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。
- 二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。
- 二十九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。
- 三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。
- 三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。
- 三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。
- 三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。
- 三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
- 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るも

参考資料

のにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備 (建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第五節 防火地域及び準防火地域

(看板等の防火措置)

第六十四条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ三メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

第七章 罰則

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の六第一項（第八十七条の四又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の十九第二項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第六条第八項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の三第六項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者
- 三 第七条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の三第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の期限内に第七条第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の三第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- 四 第九条第十項後段（第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）又は第九十条の二第一項の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者
- 五 第十二条第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第十五条の二第一項（これらの規定を第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第十二条第六項又は第十五条の二第一項（これらの規定を第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をした者
- 七 第十二条第七項又は第十五条の二第一項（これらの規定を第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 八 第二十条（第一項第四号に係る部分に限る。）、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第二十八条第三項、第二十八条の二（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項、第三十五条の三、第三十七条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条第一項又は第八十八条第一項において準用する第二十条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）
- 九 第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限り、第八十八条第一項において準用する場合を含む。）

の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）

においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

- 十 第七十七条の八第一項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者
 - 十一 第七十七条の八第二項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事前に建築基準適合判定資格者検定若しくは構造計算適合判定資格者検定の問題を漏らし、又は不正の採点をした者
 - 十二 第七十七条の二十五第一項、第七十七条の三十五の十第一項又は第七十七条の四十三第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者
 - 十三 第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の停止の命令に違反した者
 - 十四 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反して、確認検査又は構造計算適合性判定の業務を行つた者
 - 十五 第八十七条第三項において準用する第二十八条第三項又は第三十五条の三の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - 十六 第八十七条第三項において準用する第三十六条（消火設備の設置及び構造に関して、第三十五条の規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第八号又は第九号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

5 建築基準法施行令抜粋（抜粋）

（工作物の指定）

第百三十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

- 一 高さが六メートルを超える煙突（支杵及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
 - 二 高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
 - 三 高さが四メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - 四 高さが八メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - 五 高さが二メートルを超える擁壁
- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
 - 3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までの規定の適用を受けない建築物については、第百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。
 - 一 法別表第二（ぬ）項第三号（十三）又は（十三の二）の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表（る）項第一号（二十一）の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの
 - 二 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの
 - イ 積が五十平方メートルを超えるもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
 - ロ 築造面積が三百平方メートルを超えるもので第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
 - ハ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が六百平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が六百平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が五十平方メートル以下のもの及び二に掲げるものを除く。）

参考資料

- 二 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの
 - （１） 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が二千平方メートルを超えるもの
 - （２） 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに八の規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ホ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が三千平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が三千平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が三百平方メートル以下のもの及びへに掲げるものを除く。）
- へ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの
 - （１） 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が一万平方メートルを超えるもの
 - （２） 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにホの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ト 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの（築造面積が三百平方メートル以下のもの及びチに掲げるものを除く。）
- チ 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにトの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- 三 高さが八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの
- 四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの
- 五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第百三十条の二の二各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域に限る。）内にあるもの
- 六 特定用途制限地域内にある工作物で当該特定用途制限地域に係る法第八十八条第二項において準用する法第四十九条の二の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するもの

(工作物に関する確認の特例)

第百三十八条 法第八十八条第一項において準用する法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の政令で定める規定は、第百四十四条の二の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分の区分に応じ、それぞれ同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分が、法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた工作物の部分に適用される場合に限る。）とする。

6 建設業法（抜粋）

(定義)

- 第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。
- 2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
 - 3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
 - 4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者与其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
 - 5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

建設業法施行令

(法第三条第一項ただし書の軽微な建設工事)

- 第一条 法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が五百万円の二（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、千五百万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。
- 2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。
 - 3 注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

【参考】

建築基準法（原文のまま）

(用語の定義)

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 建築物、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の

参考資料

線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

- 二 特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線(口において「隣地境界線等」という。)から、一階にあっては三メートル以下、二階以上にあっては五メートル以下の距離にある建築物の部分を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
 - イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
 - ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
 - 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
 - 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
 - イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 耐火構造であること。

- (2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）
に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - (ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
- その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。
- 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。
- イ 主要構造部を準耐火構造としたもの
- イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの
- 十 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。
- 十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。
- 十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
- 十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- 十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
- 十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- 十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。
- 十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。
- 十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。
- 二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

参考資料

- 二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。
- 二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。
- 二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。
- 二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- 二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。
- 二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。
- 二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。
- 二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。
- 二十九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。
- 三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。
- 三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。
- 三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。
- 三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。
- 三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができますように組み合わせられたものをいう。
- 三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければなりません。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

7 道路法（抜粋）

昭和 27・6・10・法律第 180 号
（最新改正 令和 4・6・17・法律第 68 号）

第 3 節 道路の占用 (道路の占用の許可)

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(道路の占用の許可基準)

第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第 37 条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第 33 条、第 35 条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第 2 号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 1 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 2 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 3 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

（添加物件に関する適用）

第 41 条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

（道路に関する禁止行為）

第 43 条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

8 道路法施行令（抜粋）

昭和 27・12・4・政令第 479 号
（最新改正 令和 4・2・2・政令第 37 号）

第 7 条 （道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

法第 32 条第 1 項第 7 号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 1 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ（以下略）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第 10 条 法第 32 条第 2 項第 3 号に掲げる事項についての同条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、自動運行補助施設、第 7 条第 2 号に掲げる工作物、同条第 3 号に掲げる施設、同条第 6 号に掲げる仮設建築物、同条第 7 号に掲げる施設、同条第 8 号に掲げる施設、同条第 11 号に掲げる応急仮設建築物及び同条第 12 号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第 1 項第 2 号、第 11 条の 2 第 1 項第 1 号、第 11 条の 3 第 1 項第 1 号、第 11 条の 6 第 1 項、第 11 条の 7 第 1 項、第 11

条の8第1項及び第11条の9第1項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)であること。

- イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。
 - (1) 法(のり)面
 - (2) 側溝上の部分
 - (3) 路端に近接する部分
 - (4) 歩道(自転車歩行者道を含む。第11条の7第1項第2号及び第11条の10第1項第2号を除き、以下この章において同じ。)内の車道(自転車道を含む。第11条の6第1項第3号及び第5号、第11条の7第1項第1号、第11条の10第1項第1号並びに第11条の11第1項第1号を除き、以下この章において同じ。)に近接する部分(第16条の2第1号から第3号まで及び第6号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、歩道上の部分)
 - (5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分
- ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分(法(のり)敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。)がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル(歩道上にあつては、2.5メートル)以上であること。
- ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。(以下略)

(構造に関する基準)

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
- イ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。(以下略)



10 資格

屋外広告物を製作するにあたり留意すべき資格

新規・更新の区別	屋外広告物類型	実施団体等 適用される範囲 資格名（※一部総称で記載しています）		公的機関		国				
		高さ区分	工事金額	屋外広告物に係る活動						
				屋外広告士	屋外広告業	一級建築士				
新規設置 （変更を含む）	自立型看板	4mを超える	500万円未満 （一式の場合1500万円未満）	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（必須ではな ま	はな ま			
			500万円以上 （一式の場合1500万円以上）		○					
		4m以下	500万円未満 （一式の場合1500万円未満）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			○	（必須ではな ま	
			500万円以上 （一式の場合1500万円以上）					○		
	依存型看板	4mを超える	500万円未満 （一式の場合1500万円未満）	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（建築士法に 関		法に 関		
			500万円以上 （一式の場合1500万円以上）		○					
		4m以下	500万円未満 （一式の場合1500万円未満）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）				○	（建築士法に 関
			500万円以上 （一式の場合1500万円以上）						○	
更新 （安全点検）	自立型看板	4mを超える	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（必須ではな ま	はな ま				
		4m以下		○						
	依存型看板	4mを超える		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			○	（建築士法に 関	法に 関	
		4m以下					○			

国家資格		都道府県許可						国家資格		民間講習	民間認定
設計		施工						施工		点検	施工
二級建築士	木造建築士	建築一式工事	鋼構造物工事	鉄筋工事	板金工事	塗装工事	電気通信工事	一級施工管理技士	一級施工管理技士	屋外広告物点検技能講習	あと施工アンカー施工士
△ はないが有資格者が望ましい)		○ (該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。)						△ (必須ではないが有資格者が望ましい)		△ (必須ではないが有資格者が望ましい)	※使用できない
△ はないが有資格者が望ましい)		○ (該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。)						△ (必須ではないが有資格者が望ましい)			
○ 法に定める設計等の範囲による)								△ (必須ではないが有資格者が望ましい)			
○ 法に定める設計等の範囲による)		○ (該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。)						△ (必須ではないが有資格者が望ましい)			
△ はないが有資格者が望ましい)											△ (必須ではないが有資格者が望ましい)
△ はないが有資格者が望ましい)											△ (必須ではないが有資格者が望ましい)
○ 法に定める設計等の範囲による)											△ (必須ではないが有資格者が望ましい)
○ 法に定める設計等の範囲による)											△ (必須ではないが有資格者が望ましい)

11 屋外広告物の事故事例の検証と対策について

1. 自立看板の事故事例② 支柱加工部の破断・基礎からの倒壊

はじめに

テレビのニュースなどで、「看板が根元から倒れています。」というのを見ますが、ここで紹介する事例は、よく見ると根元ではなく、加工部分から亀裂が入りポールが破断しています。これは、本当の根元（地際）とは違った理由で倒壊に繋がっています。それほど年数の経っていない看板の倒壊も起きています。事例の中にはチェーン店の看板が見受けられますが、同じ仕様で作っているものがあれば、条件さえそろえば、他の場所でも倒壊する危険がありますので、注意しなければなりません。

2-1 加工部からの破断による倒壊の事例

野立看板傾き周辺が一時停電（2019.05.19）

東郷町和合の「153号線和合店」に設置されていた高さ1.5mほどの看板が大きく傾いて電線に接触しました。この影響で周辺のおよそ1800戸が一時停電し、信号機も使えなくなったため、警察官が車の誘導を行いました。停電はおよそ2時間後にほぼ復旧。警察は金属製のポールは、写真で見るとGLから1mぐらいの位置から破断しています。

巨大看板が強風で倒れる（2021.01.16）

千葉市若葉区小倉町の店で野立看板が倒壊しました。看板は高さおよそ10mで、電線にひっかかって止まりました。当時、千葉市では瞬間風速19.8mの風が吹き、強風注意報が発令されていました。写真の通り根元ではなくGLから40～50cmの高さで破断しています。

鎌倉駅西口の御成通りアーチ看板倒壊（2019.09.06）

鎌倉駅西口の御成通りでは、ロータリーに面して立っていた高さ7～8mの鉄骨製のアーチが強風のため倒壊しました。アーチは1997年に設置、22年が経過していました。写真で見える限り、剛接合とされた部分に何らかの問題が生じたように見えます。実際、片方の支柱は根元から、もう一方は支柱とアーチ部分の接合部で破断しています。

2-2 加工部分が要因と考えられる様々なケース

GL部分が大丈夫でも、設計や施工の問題、また特殊な環境である等、理由は様々ですが、全ての事象には必ず原因があります。その原因は決してひとつとは限りません。危険要因が多いほど事故のリスクは高まります。図面を書く人、物を作る人、取り付けをする人が完璧にやっても、設置場所の環境によって変わってくることもありますので、事故が起きたときに検証しなければなりません。

[表 2-2] 加工部分が要因と考えられる看板の倒壊例

	全体事象	破断面	分析
①			<p>電源の接続用の点検口だと思われますが、そこが起点となって破断しています。看板の大きさからみても支柱も華奢なような気がします。また、支点から近い部分に点検口の加工があり、更に懸垂幕用の加工が施されています。現場は静岡県浜松市。</p> <p>※2012.6.19 台風 4 号が一時伊勢湾海上に抜け愛知県東部へ再上陸、最大風速 35m/s であった。</p>
②			<p>基礎の部分と中間、再上部とポールが三分割になっている。施工時の作業性は良かったであろうが、強度が足りていないのであろう。接合に使用されていたボルトの引張り荷重は OK でも、せん断荷重が NG だったのかは、もはやわかりませんが、串刺し式の先端ポールのように、差込式にしておけば、写真のような倒壊は防げたのではないのでしょうか。</p>
③			<p>F型先端ポールと基礎ポールの接合部分から折れているように見えます。写真では、基礎ポールが垂直なのかはわかりませんが、看板がついている先端ポールと基礎ポールの接合が強度的に弱かったように見受けられる。</p> <p>※設置は恐らく 80 年代後半だと思われる。</p> <p>※差込式としておけば、落下は免れたと考えられる。</p>
④			<p>破断面を見てわかるように、点検口の加工部下からちぎれた状態です。</p>

2-3. 自立看板の加工部から考えられる倒壊の要因

看板倒壊の要因	区分	主な原因
配線用の点検口の加工部からの倒壊	点検口からの破断倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孔加工の大きさ及び加工方法 ・ 風による加工部分に加わる振動・車両通過による振動 ・ 加工部分のサビ ・ 加工部近くの懸垂幕の設置
	接合部の強度不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ この本数でのボルト接合ではせん断力が足りていないのではないのか。 ・ 看板本体が偏芯しているため強風で回転を起こしねじりが加わり破断したのではないのか。 ・ F型先端ポールが煽られて基礎ポールとの接合部が曲がってしまった。 ・ 偏芯だとポールに常に回転荷重がかかる。

[表4] 対策案

区 分	対 策
加工による破断	① 看板側からの配線はボールの内側を通し丸穴からボックスの中に入れる。また一次側の線は、ボールの外側に管を通し、ボックス内に引き込み結線する。 ② ボール上部から引き込み線を通しておけば 30φ程度の穴で十分である。 ③ 支柱に四角形にて開口し点検口にすることがあります。その場合は四隅から亀裂が広がり、破断する恐れがあります。事例にはこのケースが多くみられます。大型車両による振動や風によるねじれなどにより倒壊します。同材にて開口補強を行う事で亀裂の発生を防ぎます。 ④ (共通事項は [表1]、[表2] を参照のこと)
ボルト接続の破断	⑥の事例にあるように角パイプにフランジをリブ付きで溶接しボルトで接合していたようだが、スライドしないように差込式にした上、貫通ボルトで固定し、せん断力を抑えた方が良いのではないだろうか。

◇建築基準法施工令 抜粋

<p>(接合)</p> <p>第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）にあつては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。</p> <p>一 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。</p> <p>二 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。</p> <p>三 当該ボルトにナットを二重に使用すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。</p> <p>2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。</p>
<p>(高力ボルト、ボルト及びリベット)</p> <p>第六十八条 高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の二・五倍以上としなければならない。</p> <p>2 高力ボルト孔の径は、高力ボルトの径より二ミリメートルを超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が二十七ミリメートル以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より三ミリメートルまで大きくすることができる。</p> <p>3 前項の規定は、同項の規定に適合する高力ボルト接合と同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合については、適用しない。</p> <p>4 ボルト孔の径は、ボルトの径より一ミリメートルを超えて大きくしてはならない。ただし、ボルトの径が二十ミリメートル以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より一・五ミリメートルまで大きくすることができる。</p>

2 - 4 基礎から倒壊した自立看板の事例

基礎から倒壊するということは、構造計算上に問題があるのか、施工に問題があるのか、製品が設計上のものと異なるのか、想定外の強い風が吹いたのかなど、確認することは沢山あります。ここ数年台風の勢力が大型化しているというニュースをよく耳にします。

	全体事象	基礎部分	情報と所見
			2018年9月30日台風24号の爪痕、どう見ても基礎の組み方が薄い感じがします。
			2019年9月9日、強い台風15号は9日早朝に千葉県内に上陸し、各地で記録的な暴風が吹き荒れた。家屋の損壊などでけが人が相次ぎ、大規模な停電も発生するなど、広範囲で被害に見舞われた。各交通機関は運転を見合わせ、朝から交通網の混乱が続いた。倒壊の原因は突風で倒れたと報告されている。
			基礎の組み方に問題があるように思える
			置き基礎状態ではないか
			2021.08.08- 島根 台風9号と台風から変わった温帯低気圧の影響で、島根県内は8日夜から大雨と暴風に襲われた。各地で浸水被害や暴風で看板が倒れるなど、大きな被害の爪痕を残した。

壁面看板の製作・設置における留意点 — 層間変位追従性について —

はじめに

高層建築物が地震や台風によって揺れた時、外壁やカーテンウォールなどが脱落しないように設計され、躯体の変形に追従して外壁などが滑らかに変形する性能を層間変位追従性といいます。

建築物は揺れを考慮していても、看板を設置したため、ガラスの破損、看板の落下が起こるケースがあります。躯体の構造をよく理解したうえで設置するようにしましょう。

2018年以降で震度6以上の地震は12回ありました。正しい知識で制作、設置されていれば事故は防げます。それでは事例をいくつか紹介します。

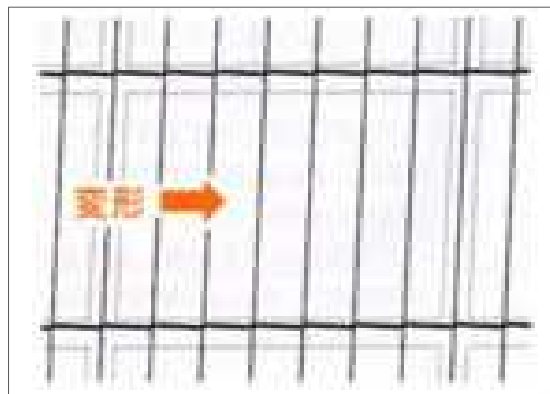
①外壁がALC板の場合

・地震による壁面看板の落下事例(1)

東日本大震災時に仙台駅前にあったALC構造の建物には、各階ごとの壁面に同じサイズの看板が設置されていましたが、各階の看板が落下した中、一箇所だけ落下せずに残っていた看板がありました。

ALCパネルには、看板がどのように設置されていたかは不明ですが、躯体の構造を理解した設置がなされていました。

[図(1): ALC板の動き]



後付けの看板は変形追従性を考慮

壁面に設置されていた看板は、アルミ複合板をALC板のサイズに合わせて60cmごとに取り付けられており、アルミ複合板同士は変形追従性を考慮して干渉しないように設置されています。

[写真(2): 実際に落下しなかった看板右、落下したALC左]



A L C 板は、地震時に回転することで耐震性を高めるロッキング構法で設置されており、こうした特性に配慮した看板設計がなされていました。

出典：[日経アーキテクチャ 2011 年 4 月 10 日号より]

[写真 (2) : 実際に落下しなかった看板]

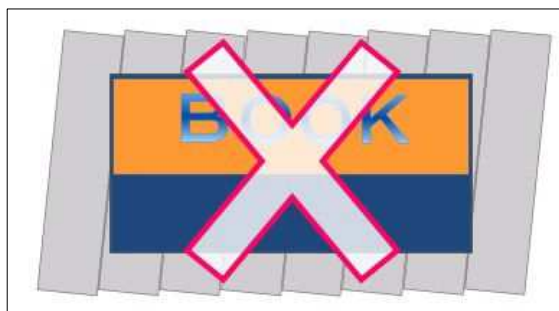


[図 (3)] のように、看板を一体で製作し、設置した場合は建物が揺れたときに対角が狂い、金具がはずれ落下する恐れがあります。正しくは [図 (4)] のように A L C 板の幅に合わせて製作、設置した事で危険を回避することができます。[写真 (1)] の A L C が落下したのは、直上の A L C を横に設置しているためロッキングが機能しなかったためです。

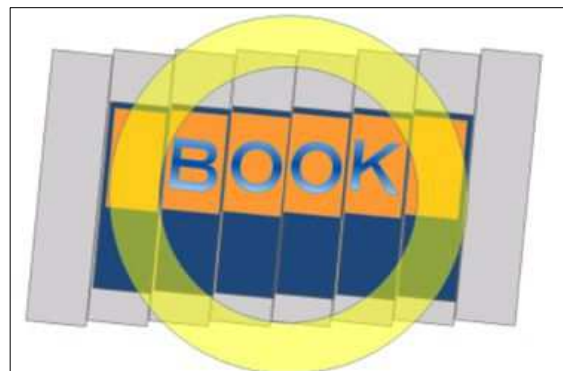
[図 (2) : A L C 板の動きと間違った設置・製作]



[図 (3) : A L C 板の動きと間違った設置・製作]



[図 (4) : A L C 板の動きと正しい設置・製作]



参考資料

この地震で落下しなかったのは良かったのですが、気になる点もあります。[写真(2)]をよく見ると、落下はしませんでした。看板のパネル部分が浮き上がっています。

真夏でしたら、線膨張を考慮して考えると数枚落下していた可能性もありますので、設計・施工の場合は、よく検討した上で、実施することをお勧めします。

本来ALC伸縮目地(地震時などの躯体の変形時に外壁用または間仕切壁用パネルが損傷を受けないように、ALCパネル間に隙間を設けた目地をいう。)は一般的に、幅は10～20mmであるので、看板も目地を10mm以上作る必要があります。

地震による壁面看板の落下事例(2)

この看板も東日本大震災の被害です。看板は二分割のユニットで構成されており、看板自体はしっかりしているように見えます。この場合もユニットの対角が、層間変位に対応しきれていなかったと考えられます。

[写真(3):当初設置場所]



[写真(4):落下した看板]



地震による壁面看板の落下事例(3)

ALCを横に積んでいるスライド(スウェイ)方式ですが、ここでの問題はチャンネル文字の設置方法です。ALCの挙動が正常にできていれば看板はともかく、ALCの落下はなかったのではないのでしょうか。ここからは推測ではありますが、チャンネル文字を取り付ける際、ALCの目地の間にボルトを突っ込み、裏側の鉄骨に溶接をするなどして、取り付けただけではないのでしょうか。

[写真(5):実際にALCと看板が落下している]



[写真(6):実際にALC上下が浮き上がっている。]



[写真(5)]を見るとBの文字の上の部分のALCが上下で浮き上がっています。Bの文字の下側も同じように浮いているのがわかります。恐らくここが起点となり、ALCが挙動出来ず上の方から落下したと考えられます。

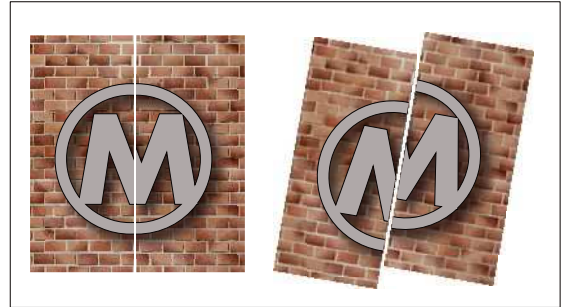
②外壁がPCカーテンウォールの場合

二つのPCにまたがってサインがついています。このサインは正しく設置されています。下図のように設置することで、揺れによる落下は回避できます。一体物の看板を設置する場合は、PCをまたがないように設置しなければなりません。万が一またいで付けてしまえば落下する恐れがあります。

[写真 (6) : 実際の看板]



[図⑤ : PC 板の動き]



③ ガラスカーテンウォールの場合

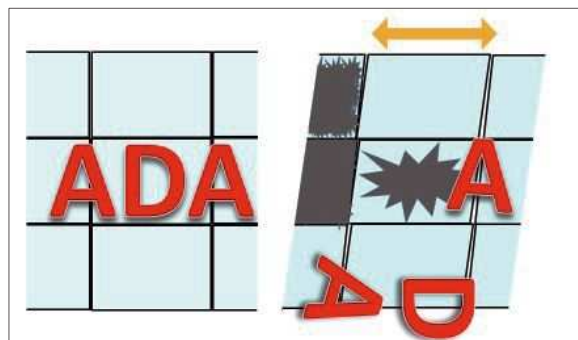
[写真 (7)] を見て判るように看板が設置されている場所だけガラスが破損しています。

[写真 (7) : 実際の看板]



チャンネル文字の取付け部付近のガラスしか割れていません。カーテンウォール自体は揺れを吸収し、ガラスが割れない構造になっていたと思われますが、チャンネル文字を取り付ける際に、上下に固定していたため、耐えられず看板が外れ、金具か看板本体がガラスにあたり破損したのと考えられます。

[図 (6) : カーテンウォールの動き]



参考資料

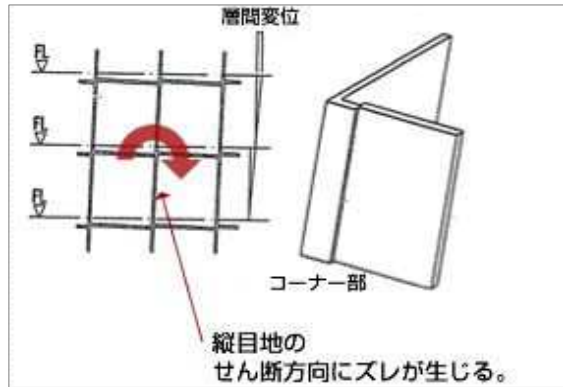
つまりカーテンウォールは揺れに対して、しっかり対応できていますが、看板が上下のサッシ枠に金具を付けて取り付けため、動きに対応できずに、看板の金具が壊れ、看板が暴れてガラスを破損させ、落下したと考えられます。この場合は特殊金具での対応など、設置方法を検討すれば、クリアできます。

④層間変位吸収方式の種類

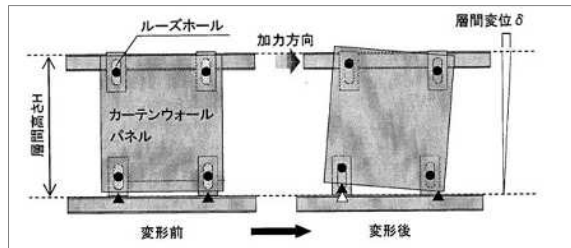
- ・ ロッキング方式

ロッキング方式は、層間変位を [図 (7)] のようにPC板の回転に置き換える手法です。高層ビルや鉄骨造の建物に多く採用されています。

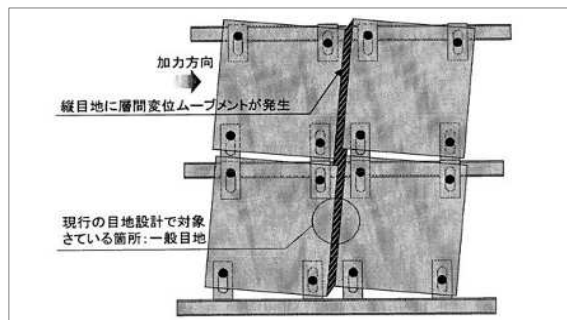
[図⑦ ロッキング方式の部材挙動]



[図⑧ ロッキング方式におけるパネルの動き]



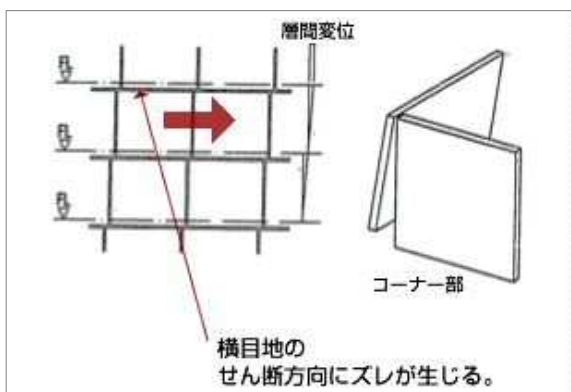
[図⑨ ロッキング方式における目地の動き]



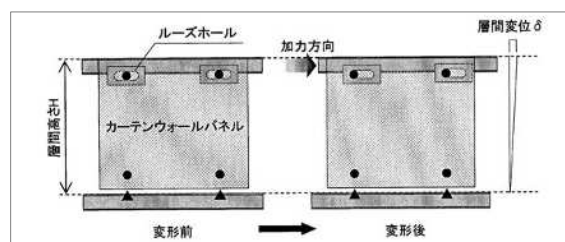
スウェイ方式 (スライド方式)

日本にPCカーテンウォールが出現した当初から採用されている方式です。[図⑩、⑪] のようにPC板の上部または下部のどちらかをルーズ・ホール等でスライドさせて吸収し、パネルを挙動させない方式です。比較的階高の低い用途の建物の横長のPC版に適しています。

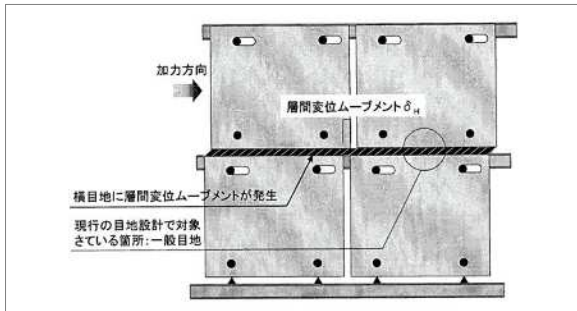
[図⑩ スウェイ方式の部材挙動]



[図⑪ スライド方式におけるパネルの動き]



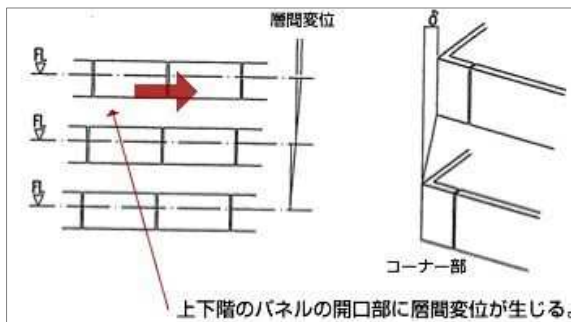
[図⑫ スライド方式における目地の動き]



梁固定方式

このタイプは、フローアごとに動くので、PCを跨いで看板をつけても特に問題はないですが、階を跨いで袖看板の取付は、行わない方が良いでしょう。

[図⑬ 梁固定方式の部材挙動]



⑤構造を理解して計画・設置

基本的に高所に設置する壁面看板においては建物の構造を理解して、設計、製作し、設置することが必須です。地震は自然災害だが、知識無き設置は人災です。

参考文献・HP

- 1) 「カーテンウォールってなんだろう 2016」
/ (一社)カーテンウォール・防火開口部協会
- 2) 高層ビルや街並みの風景を創造する PC カーテンウォール
/ 高橋カーテンウォール工業株式会社 [HP]
- 3) カーテンウォールの基礎知識 / 不二サッシ株式会社
- 4) 日経アーキテクチュア 2011 年 4 月 10 日号
/ 株式会社日経 BP マーケティング
- 5) ALC パネル取付け構法標準・同解説 / (一社)ALC 協会

静岡市屋外広告物ガイドライン
つくりかた編
令和6年3月

静岡市 景観まちづくり課
〒420-0853
静岡市葵区追手町5-1 7階
電話054-221-1123

協力 公益社団法人 静岡県屋外広告協会

製作委員会

奈良間茂

永野昌也

鈴木勝弘

切岩昭男

松尾憲宏

永島健介

景観まちづくり課 屋外広告物係

A D 奈良間茂

イラスト 武田秀雄

監修 日本屋外広告団体連合会 専務理事 倉本卓
静岡市



静岡市

